

平成26年 4 月 25 日

参議院選挙制度の見直しについて (選挙制度協議会座長案)

平成24年の改正公職選挙法の附則は、平成28年参議院議員通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするとして規定している。

また、平成22年参議院議員通常選挙に係る平成24年最高裁判決は、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態を解消する必要があるとしている。

こうした状況の下、本試案は、これまでの18回にわたる選挙制度協議会の議論を受けて、最大公約数的に座長において取りまとめを行ったものである。

1. 選挙区選出議員の選挙について

上述のように参議院の選挙区選出議員の選挙については、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正が要請されている。その一方で、選挙区選出議員の選挙が、参議院創設以来、長年にわたり都道府県を単位とする選挙区により行われ、選挙区選出議員が地域代表的性格を有してきたことの意義や、地方の意見が国政に反映される選挙制度を構築すべきとの意見も考慮する必要がある。

そこで、選挙区選出議員の選挙の見直しに当たっては、都道府県単位の選挙区を基本としつつ、議員一人当たりの人口の較差を是正するため、人口の少ない県については、隣接する一の都府県と合区することとする。

具体的には、総人口を改選定数(73)で除した数(以下「標準数」という。)を基準とし、以下により見直しを行う。

(1) 選挙区設定の考え方

- (イ) 人口が標準数の3分の2以上の都道府県については、(ロ)により合区する場合を除き、当該都道府県を単位とした選挙区とする。
- (ロ) 人口が標準数の3分の2未満の県については、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする。

(2) 各選挙区の改選定数

各選挙区の改選定数は、当該選挙区の人口が、標準数の整数倍の3分の2から3分の4に当てはまることとなる改選定数のうち最小のものとするを基本とする。なお、各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、最大較差の更なる縮小の観点から所要の調整を行うこととする。

2. 比例代表選出議員の選挙について

比例代表選出議員の定数については現行を維持することとするが、平成12年の公職選挙法改正により導入された非拘束名簿式比例代表制の運用状況に鑑み、比例代表選出議員の選挙について、以下の見直しを行う。

(1) 名簿による立候補の届出

比例代表選出議員の選挙において政党が提出する名簿については、候補者の間における当選人となるべき順位を記載しない。

ただし、政党が希望する場合、候補者の間における当選人となるべき順位を記載することができることとする。この場合において、政党は、複数の候補者について同一順位とすることができる。

(2) 投票方法

有権者は、現行と同様に、投票用紙に政党名又は名簿に記載された候補者名を記載して投票する。

(3) 当選人の決定方法

(イ) 各政党の当選人の数は、政党の総得票数（政党名の得票と候補者個人の得票を合算したもの）に基づいてドント方式により決定する。

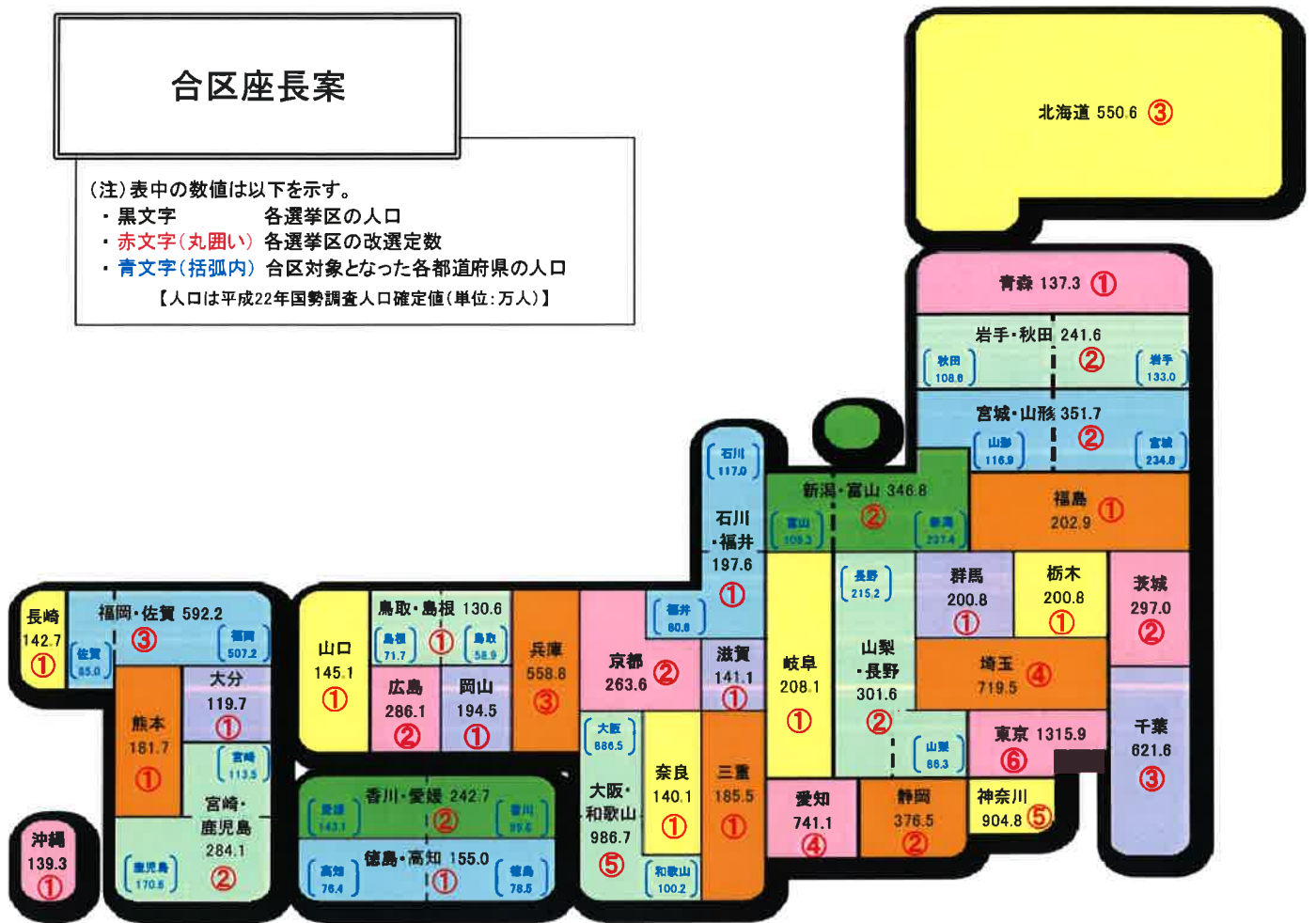
(ロ) 各政党が提出した名簿における当選人となるべき順位は、候補者個人の得票が最も多い者から順次に定められることとし、当該順位に従い、当該政党の当選人の数に相当する数の候補者を当選人とする。

ただし、(1)ただし書により、各政党が提出した名簿に候補者の間における当選人となるべき順位を記載した場合、当該順位に従い、当該政党の当選人の数に相当する数の候補者を当選人とする。この場合において、各政党が提出した名簿において同一順位とされていた候補者に係る当選人となるべき順位は、候補者個人の得票が最も多い者から順次に定められることとする。

合区座長案

(注) 表中の数値は以下を示す。

- ・ 黒文字 各選挙区の人口
 - ・ 赤文字(丸囲い) 各選挙区の改選定数
 - ・ 青文字(括弧内) 合区対象となった各都道府県の人口
- 【人口は平成22年国勢調査人口確定値(単位:万人)】



【参考資料】

参議院選挙制度の見直しについて(座長案)における選挙区と改選定数の基本的考え方

総人口を各回選挙における改選定数(73)で除した数(「標準数」:1,754,210人)を基準とする。

(1) 選挙区設定の考え方

(イ) 人口が標準数の3分の2以上の都道府県

(ロ) 人口が標準数の3分の2未満の県

当該都道府県を単位として選挙区を設置
(ロにより合区する場合を除く)

隣接する一の都府県と合区した選挙区を設置

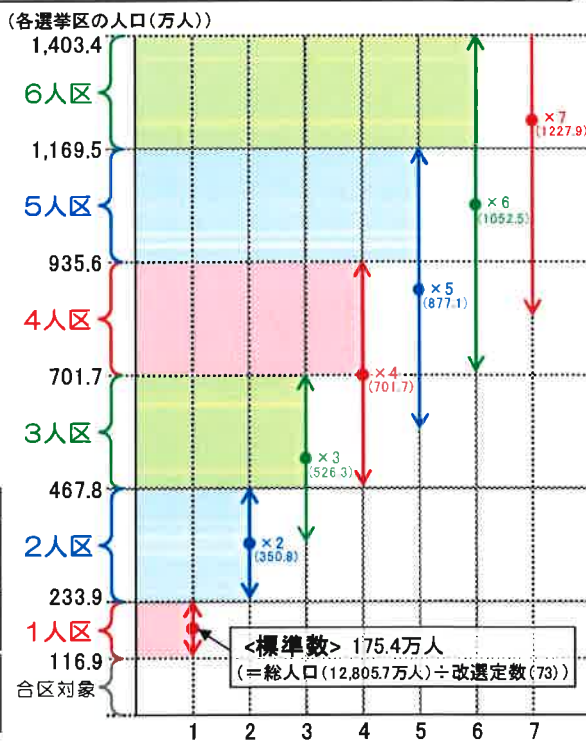
(2) 各選挙区の改選定数

$$\text{標準数} \times \text{改選定数} \times \frac{2}{3} \leq \text{選挙区人口} < \text{標準数} \times \text{改選定数} \times \frac{4}{3}$$

に当てはまる改選定数のうち、最小のものとする。

選挙区の人口に応じ、右の図のような改選定数となる。(注)

各選挙区の人口が標準数の改選定数倍の3分の2~3分の4の範囲内であることから、**最大較差は2倍以内**となる。



● : 標準数(整数倍) (改選定数)
 ⇄ : 標準数(整数倍)の3分の2倍(下限)~3分の4倍(上限)の範囲

(注)なお、各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、最大較差の更なる縮小の観点から所要の調整を行うこととする。

各都道府県人口と標準数（総人口を改選定数（73）で除した数）との関係

選挙区	平成22年 国勢調査 人口	現行 改選 定数	3分の2～ 3分の4に 該当する 改選定数	各都道府県人口の「標準数×改選定数」に対する比率								
				改選定数1	改選定数2	改選定数3	改選定数4	改選定数5	改選定数6	改選定数7	改選定数8	
	総人口÷73×8									(14,033,682)	(16,372,629)	14,033,682
東京	13,159,388	5	6.7, ..., 11				1.875	1.500		1.250 ↑	1.072	0.938
	総人口÷73×7								(11,694,735)		12,279,472	
	総人口÷73×6									10,525,262		
神奈川	9,048,331	4	4.5, 6.7			1.719	1.290 ↑	1.032	0.860		0.737	0.645
大阪	8,865,245	4	4.5, 6.7			1.685	1.263 ↑	1.011	0.842		0.722	0.632
	総人口÷73×5							8,771,052			(8,186,315)	
愛知	7,410,719	3	4.5, 6			1.408	1.056 ↑	0.845	0.704		0.604	0.528
埼玉	7,194,556	3	4.5, 6			1.367	1.025 ↑	0.820	0.684 ↓		0.586	0.513
	総人口÷73×4					(7,016,841)	7,016,841		(7,016,841)			
千葉	6,216,289	3	3.4, 5		1.772	1.181 ↑	0.886	0.709 ↓		0.591	0.506	
								(5,847,368)				
兵庫	5,588,133	2	3.4		1.593	1.062 ↑	0.796	0.637	0.531			
北海道	5,506,419	2	3.4		1.569	1.046 ↑	0.785	0.628	0.523			
	総人口÷73×3					5,262,631						
福岡	5,071,968	2	3.4		1.446	0.964 ↑	0.723 ↓	0.578				
					(4,677,894)		(4,677,894)					
静岡	3,765,007	2	2.3		1.073 ↑	0.715 ↓	0.537					
	総人口÷73×2				3,508,421	(3,508,421)						
茨城	2,969,770	2	2	1.693		0.846		0.564				
広島	2,860,750	2	2	1.631		0.815		0.544				
京都	2,636,092	2	2	1.503		0.751		0.501				
新潟	2,374,450	2	2	1.354		0.677						
宮城	2,348,165	2	2	1.339		0.669 ↓						
				(2,338,947)	(2,338,947)							
長野	2,152,449	2	1	1.227 ↑		0.614						
岐阜	2,080,773	1	1	1.186		0.593						
福井	2,029,064	1	1	1.157		0.578						
群馬	2,008,068	1	1	1.145	4	0.572						
栃木	2,007,683	1	1	1.144	3	0.572						
山梨	1,945,276	1	1	1.109		0.554						
三重	1,854,724	1	1	1.057		0.529						
本州	1,817,426	1	1	1.036		0.518						
	総人口÷73×1			1,754,210								
鹿児島	1,706,242	1	1	0.973								
山口	1,451,338	1	1	0.827								
愛媛	1,431,493	1	1	0.816								
長崎	1,426,779	1	1	0.813								
滋賀	1,410,777	1	1	0.804	2							
奈良	1,400,728	1	1	0.798	3							
沖縄	1,392,818	1	1	0.794								
青森	1,373,339	1	1	0.783								
岩手	1,330,147	1	1	0.758								
大分	1,196,529	1	1	0.682								
石川	1,169,788	1	1	0.667								
				(1,169,474)								
山形	1,168,924	1		0.666								
宮崎	1,135,233	1		0.647								
富山	1,093,247	1		0.623								
秋田	1,085,997	1		0.619								
和歌山	1,002,198	1		0.571								
香川	995,842	1		0.568								
山梨	863,075	1		0.492								
佐賀	849,788	1		0.484								
福岡	806,314	1		0.460								
徳島	785,491	1		0.448								
高知	764,456	1		0.436								
鳥取	717,397	1		0.409								
島根	588,667	1		0.336								
合計	128,057,352	73										

(注) 矢印は、標準数（総人口を改選定数（73）で除した数）の整数倍の、3分の2倍（下限）～3分の4倍（上限）の範囲を示す。

合区後の各選挙区人口と標準数（総人口を改選定数（73）で除した数）との関係

選挙区	平成22年 国勢調査 人口	3分の2～ 3分の4に 該当する 改選定数	合区後の各選挙区人口の「標準数×改選定数」に対する比率							
			改選定数1	改選定数2	改選定数3	改選定数4	改選定数5	改選定数6	改選定数7	改選定数8
									(16,372,629)	
総人口÷73×8								(14,033,682)		14,033,682
東京	13,159,388	6,7,11				1.875	1.500	1.250	1.072	0.938
総人口÷73×7								(11,694,735)		12,279,472
総人口÷73×6								10,525,262		
大阪・和歌山	9,867,443	5,6,7,8			1.875	1.406	1.125	0.938	0.804	0.703
総人口÷73×5								(9,355,788)		(9,355,788)
神奈川	9,048,331	4,5,6,7			1.719	1.290	1.032	0.860	0.737	0.645
総人口÷73×4								8,771,052		
愛知	7,410,719	4,5,6			1.408	1.056	0.845	0.704	0.604	0.528
埼玉	7,194,556	4,5,6			1.367	1.025	0.820	0.684	0.586	0.513
千葉	6,216,289	3,4,5		1.772	1.181	0.886	0.709	0.591	0.506	
福岡・佐賀	5,921,756	3,4,5		1.688	1.125	0.844	0.675	0.563		
兵庫	5,588,133	3,4		1.593	1.062	0.796	0.637	0.531		
北海道	5,506,419	3,4		1.569	1.046	0.785	0.628	0.523		
総人口÷73×3					5,262,631					
静岡	3,765,007	2,3			(4,677,894)					
宮城・山形	3,517,089	2,3		1.073	0.715	0.537				
総人口÷73×2					3,508,421	(3,508,421)				
新潟・富山	3,467,697	2	1.977	0.988	0.659					
山梨・長野	3,015,524	2	1.719	0.860	0.573					
茨城	2,969,770	2	1.693	0.846	0.564					
広島	2,860,750	2	1.631	0.815	0.544					
宮崎・鹿児島	2,841,475	2	1.620	0.810	0.540					
京都	2,636,092	2	1.503	0.751	0.501					
香川・愛媛	2,427,335	2	1.384	0.692						
岩手・秋田	2,416,144	2	1.377	0.689						
総人口÷73×1					(2,338,947)	(2,338,947)				
岐阜	2,080,773	1	1.186	0.593						
福島	2,029,064	1	1.157	0.578						
群馬	2,008,068	1	1.145	0.572						
栃木	2,007,683	1	1.144	0.572						
石川・福井	1,976,102	1	1.126	0.563						
岡山	1,945,276	1	1.109	0.554						
三重	1,854,724	1	1.057	0.529						
熊本	1,817,426	1	1.036	0.518						
総人口÷73×1			1,754,210							
徳島・高知	1,549,947	1	0.884							
山口	1,451,338	1	0.827							
長崎	1,426,779	1	0.813							
滋賀	1,410,777	1	0.804							
奈良	1,400,728	1	0.798							
沖縄	1,392,818	1	0.794							
青森	1,373,339	1	0.783							
鳥取・島根	1,306,064	1	0.745							
大分	1,196,529	1	0.682							
総人口÷73×1					(1,169,474)					
合計	128,057,352									

(注) 矢印は、標準数(総人口を改選定数(73)で除した数)の整数倍の、3分の2倍(下限)～3分の4倍(上限)の範囲を示す。

合区座長案

選挙区 〔()内は現行の改選定数 (合区の場合は合計数)〕	平成22年 国勢調査人口 確定値	各選挙区の 改選定数	改選議員 一人当たり人口 (各選挙区) [A]	[A]/[B]	最小選挙区 との較差
東 京 (5)	13,159,388	6	2,193,231	1.250	1.833
大阪・和歌山 (5)	9,867,443	5	1,973,489	1.125	1.649
神 奈 川 (4)	9,048,331	5	1,809,666	1.032	1.512
愛 知 (3)	7,410,719	4	1,852,680	1.056	1.548
埼 玉 (3)	7,194,556	4	1,798,639	1.025	1.503
千 葉 (3)	6,216,289	3	2,072,096	1.181	1.732
福 岡・佐 賀 (3)	5,921,756	3	1,973,919	1.125	1.650
兵 庫 (2)	5,588,133	3	1,862,711	1.062	1.557
北 海 道 (2)	5,506,419	3	1,835,473	1.046	1.534
静 岡 (2)	3,765,007	2	1,882,504	1.073	1.573
宮 城・山 形 (3)	3,517,089	2	1,758,545	1.002	1.470
新 潟・富 山 (3)	3,467,697	2	1,733,849	0.988	1.449
山 梨・長 野 (3)	3,015,524	2	1,507,762	0.860	1.260
茨 城 (2)	2,969,770	2	1,484,885	0.846	1.241
広 島 (2)	2,860,750	2	1,430,375	0.815	1.195
宮 崎・鹿 児 島 (2)	2,841,475	2	1,420,738	0.810	1.187
京 都 (2)	2,636,092	2	1,318,046	0.751	1.102
香 川・愛 媛 (2)	2,427,335	2	1,213,668	0.692	1.014
岩 手・秋 田 (2)	2,416,144	2	1,208,072	0.689	1.010
岐 阜 (1)	2,080,773	1	2,080,773	1.186	1.739
福 島 (1)	2,029,064	1	2,029,064	1.157	1.696
群 馬 (1)	2,008,068	1	2,008,068	1.145	1.678
栃 木 (1)	2,007,683	1	2,007,683	1.144	1.678
石 川・福 井 (2)	1,976,102	1	1,976,102	1.126	1.652
岡 山 (1)	1,945,276	1	1,945,276	1.109	1.626
三 重 (1)	1,854,724	1	1,854,724	1.057	1.550
熊 本 (1)	1,817,426	1	1,817,426	1.036	1.519
徳 島・高 知 (2)	1,549,947	1	1,549,947	0.884	1.295
山 口 (1)	1,451,338	1	1,451,338	0.827	1.213
長 崎 (1)	1,426,779	1	1,426,779	0.813	1.192
滋 賀 (1)	1,410,777	1	1,410,777	0.804	1.179
奈 良 (1)	1,400,728	1	1,400,728	0.798	1.171
沖 縄 (1)	1,392,818	1	1,392,818	0.794	1.164
青 森 (1)	1,373,339	1	1,373,339	0.783	1.148
鳥 取・島 根 (2)	1,306,064	1	1,306,064	0.745	1.092
大 分 (1)	1,196,529	1	1,196,529	0.682	1.000
合 計 (73)	128,057,352	73	改選議員一人当たり人口(全国)[B] 1,754,210		

※[B]=総人口(128,057,352)÷改選定数(73)

(注1)公職選挙法上の各選挙区の定数は「各選挙区の改選定数」欄にある数値を2倍した数となる。

(注2)各選挙区の改選定数の合計が現行の選挙区選出議員の改選定数と同様となるよう、最大較差の更なる縮小の観点から所要の調整を行い、神奈川県選挙区の改選定数を5としている。